

岡山市津高桃園公園・遊園地愛護委員会規約

岡山市田又池公園愛護委員会規約
岡山市田益下池公園愛護委員会規約
※(3公園共通規約)

(組織)

第1条 この会は、岡山市津高桃園公園・遊園地愛護委員会と称し、桃園町内会の愛護委員をもって組織する。

(設置)

第2条 この会の事務所は当会会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、津高桃園公園・遊園地の清掃・除草及び樹木、花卉の植栽計画、並びに、維持その他管理について、市と相互間の連絡を密にすることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 公園など、施設の清掃・除草に関すること。
- ② 公園など、施設の点検連絡に関すること。
- ③ 公園など、施設の適正な利用についての指導に関すること。
- ④ 公園など、利用者の公園愛護についての啓発に関すること。
- ⑤ その他、公園など管理に関するこの会の目的達成に必要と認められること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。但し、一部兼任を認めるものとする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 管理人 2名
- ④ 幹事 若干名
- ⑤ 会計 1名
- ⑥ 監事 1名

2. 役員は、愛護委員をもって構成し、互選により選任する。
3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 本会に顧問を置くことが出来る。

(職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会議の議長になる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 管理人は、第4条事業に関する日常の一般管理に当たるものとする。
4. 幹事は、管理人その他の補佐役を努めるものとする。
5. 会計は、この会の会計を担当する。
6. 監事は、この会の会計監査を行うものとする。

(委員会)

第7条 この会を運営するための会議を委員会とし、会長が招集する。

2. 委員会は、定例委員会と臨時委員会とし、定例委員会は年1回、臨時委員会は必要に応じて開催する。

(定足数と議決)

第8条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席で成立し、議決はその過半数で決定し、可否同数のときは会長が決める。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計報告)

第10条 会計は会計年度末に決算を行い、監事の監査を受け、定例委員会に報告し承認を得なければならない。

(報告事項)

第11条 岡山市に対し事業内容を文書にて、年度末に報告する。

(規約の改廃)

第12条 この規約は、委員会において3分の2以上の賛成が無ければ改廃できない。

附 則

※(岡山市田又池公園愛護委員会)

この規約は、平成1年6月6日から適用する。
平成15年8月2日の定例委員会にて、一部改定する。

※(岡山市津高桃園公園・遊園地愛護委員会)

この規約は、平成5年4月1日から適用する
平成15年8月2日の定例委員会にて、一部改定する。

※(岡山市田益下池公園愛護委員会)

この規約は、平成13年6月1日から適用する。
平成15年8月2日の定例委員会にて、一部改定する。

- ・岡山市津高桃園公園・遊園地愛護委員会
- ・岡山市田又池公園愛護委員会
- ・岡山市田益下池公園愛護委員会

(平成15年6月11日岡山アダプト団体の認定)